

## 令和7年度 第1回 児童福祉専門分科会 議事録

日時 2025年7月30日(水) 14時00分～14時55分

場所 明石市役所議会棟2階 大会議室

### ○ 会議次第

- 1 開会
- 2 委員の紹介等
- 3 議事

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の事業開始に向けた  
取り組みについて

- 4 報告  
「こども・若者計画」の策定について
- 5 その他
- 6 閉会

### ○ 出席者

委員（五十音順）

伊藤会長 稲垣委員 大上委員 河田委員 竹下委員 永富委員 野崎委員  
藤林委員 前田委員 山形委員 山本委員

### 事務局

こども局

高橋理事（こども育成担当）兼こども局長 春田子育て支援部長

山下子育て支援室長兼企画調整担当課長

井口こども局次長（調整担当）兼子育て支援課長

秋末明石こどもセンター所長 小倉明石こどもセンター副所長

山本こども育成室長 伊藤こども育成室施設担当課長

宮下こども育成室利用担当課長 上坂子育て支援室児童福祉課長

深見子育て支援室こども健康課長 福井子育て支援室こども政策課長

島田子育て支援室こども政策課係長

教育委員会

北迫次長（指導担当） 和田学校教育課長

## ○ 会議内容

### 1 開会

高橋理事（こども育成担当）兼こども局長

（挨拶）

会長

ただ今から、令和7年度第1回明石市児童福祉専門分科会を開会いたします。

初めに事務局から会議の成立状況と本日の議題および配布資料の確認をお願いします。

事務局

それでは、本日の会議の成立状況をご報告申し上げます。本日の出席者は、委員全員にご出席いただいておりますので、本会議は開催要件を満たし、成立しております。また、出席している職員の紹介につきましては、座席表の配布にて代えさせていただきます。

次に、本日の会議の議題でございますが、お手元の資料1枚目、会議次第をご覧ください。本日の議事は次第の「3 議事」に記載しております、『乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の事業開始に向けた取り組みについて』、1点でございます。

また「4 報告」に記載のとおり、『こども・若者計画の策定について』の報告事項が1点ございます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

「資料1」は児童福祉専門分科会委員名簿、でございます。

「資料2」は乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の事業開始に向けた取り組みについて、でございます。

「資料3」は「こども・若者計画」の策定について、でございます。

資料は以上でございます。配布漏れはございませんでしょうか。

### 2 委員の紹介

（各委員自己紹介）

### 3 議事

会長

それでは、次第の 3「議事」に移ります。

なお、質疑応答、意見聴取につきましては、議題の資料説明の後に時間をとらせていただきますので、委員の皆様におかれましてはどうぞよろしくお願いたします。

それでは、『乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の事業開始に向けた取り組みについて』、事務局から資料2の説明をお願いします。

事務局

(資料2を説明)

会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの資料2に関する説明について、ご意見・ご質問を委員の皆様からお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

委員

素朴な疑問ですが、乳児等通園支援事業によく似た事業で、一時預かり事業というのが、以前からあったと思います。明石市でも25、6年ぐらい前より、一時保育ということで、民間保育所でされていたと思いますが、その事業とあまり変わらない事業だなという気がするのです。

強いて言えば、こちらの方は3歳未満という点が異なり、一時保育の方は、特に年齢制限がなかったと思います。

乳児等通園支援事業と一時預かり事業の相違点は、どのような部分になりますでしょうか。

事務局

まず、事業の位置付けが異なり、一時預かりにつきましては、市町村が実施主体となります。補助事業ということで、例えば運営事業者、保育所等に委託をして、実施する事業ですが、誰でも通園制度につきましては、給付制度となります。その委託と給付という、補助事業と給付事業であることが異なること、それに加えて全自治体が必ず実施するというところが、まず異なっております。

また、理念といたしまして、一時預かりが、保護者目線となります。例えば、一時預かりの利用理由や事業目的として、保護者のリフレッシュという理由があります。それに対して、誰でも通園制度につきましては、先ほど冒頭に申し上げましたが、すべてのこどもの育ちを応援したいということで、こども目線の事業となっております。そのような理念的なことも異なっており、国もそのように説明しているところでございます。現行の一時預かり事業につきましては、事業として継続されます。

委員

先ほどの一時保育である一時預かり事業と、誰でも通園制度の併用は、同じ保育所で可能でしょうか。

事務局

可能でございます。追加ですけれども、「この事業は月10時間までと現時点では一応決まっております、それを超えた場合はどうするのか」みたいな話があります。10時間を超えた場合は、誰でも通園制度ではなくて、一時預かりから受けるのかなど

想定しております。むしろ、利用しないといけないのかなというふうに考えております。

#### 委員

待機児童がまだ発生している明石市において、こども誰でも通園制度をやる保育所があるかどうかもうすでに希望があるのでしょうか。

#### 事務局

事業者への希望調査につきましては、現在、準備しており、これから8月中ぐらいに実施予定でございます。また、一部の事業者からは「ちょっと興味がある、やりたい」というお声は聞いており、やっていただける事業者があるのかな、というふうには考えております。

また、待機児童が発生する中でできるのかということを心配しております。事業の実施形態としまして、定員の余裕や空きを活用するタイプの待機児童がいても実施できるタイプの2種類があります。

本市でも待機児童がいる状況であっても、実施できるような制度設計に国が設計されていますので、特に問題ないのかなと考えております。

#### 委員

名称は、誰でも通園制度であり、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する制度というふうになっています。

3点質問があります。1点目は、国の補助事業が1ヶ月10時間までということ、1週間あたりでは、2時間です。この1ヶ月10時間までというのは、潜在的な保護者のニーズに合っているのかどうか。

2点目は、実際の保護者の声やニーズはどういうものなのか。

3点目は、誰でも通園制度と保護者のニーズには乖離がないのか、を教えてください。

#### 事務局

実際に保護者の方から、私は直接お声を聞いたわけではないという前提ですが、現時点で保育所も利用されていない方の中で、保育や子育てのことでお悩みの方もたくさんいらっしゃると思います。

この事業の趣旨として、そのような方のお声を聞きながら、保護者に寄り添って、一緒に子育てしていきましょうという趣旨がございますので、たとえ10時間であっても、一定の効果はあるのかな、と考えております。

ただ、全国で先行実施している自治体の例などを見ますと、10時間は短いという声も当然あります。その部分については、国が今後どう考えるかわからないですが、決して十分ではないという認識を我々は持ちながら事業を進めていきたいと考えています。

## 委員

先ほどの他の委員の質問に対する答弁もありましたが、実際 10 時間では足りないという方については、誰でも通園制度の 10 時間と一時預かりの併用を進めるといいうスタンスでよろしいでしょうか。

## 事務局

おっしゃる通りでして、誰でも通園制度の仕組み上、10 時間を超えますと、国から補助金がおりになくなってしまいます。そのため、どうしてもこの制度は使えないため、一時預かりを併用せざるを得ないという形になります。

## 委員

利用者からすると、「誰でも通園制度は 10 時間で、一時預かりも使えるって言い方がわからない。」となると思います。本来は、国の 10 時間という上限がネックになっているのではないかなと思うので、国に対しても、10 時間という時間を増やしていくのか、また先行事案の中には、単独で 10 時間以上の条件をつけているところもあります。そこは利用者や事業者にとって、わかりやすいような制度設計を検討いただければというふうに思います。

## 委員

現場のことを考えると、保育士さん、幼稚園の方たちがこどもさんを預かって、親のケアもし、こどものケアもし、今ものすごく大変な保育士さんたちの仕事現場を感じております。その方々の手当が、これで十分だと私は思えないです。

国から降りてくる事業というのは、いつも感じていますが、お金を出して、このような制限をつけて、それで実施方法を考えなさいというようなものが出てきます。

私自身は、総合計画も考えると、今までやってきた事業に付加価値をつけて、そこにお金を配分するというような考え方がないのだろうかというふうなことを常々、感じています。

今までやっている事業に付加価値をつけて、そこにお金を落とすというような考え方が、明石市ではないのかどうか、お聞きしたいと思います。

## 事務局

この事業を実施するにあたり、国が有識者会議等で制度設計を何か月もかけてやっていく中で決まった事業であると、私もその有識者会議ずっと追いかけていました。そのため、経緯もある程度は認識しているところです。そういった議論等国の方でたくさんされているとは思いますが、その結果、このような新たな枠組みとした新事業となっています。

明石市で現行の制度に付加価値をつけることができるかという、国がすでに制度設計していますので、それは難しいです。

また、明石市独自でお金を積んだり、或いは枠組みを作るといいうことも、当然財

源が伴ってきます。そのため、この場ではできる、できませんっていう回答については当然私の立場ではできませんし、市全体で検討が必要な事業となります。

この枠の中で我々としては、利用者の方に気持ちよく利用できるように、現在制度設計をしておりますので、より良い方法を考えていきたいと考えております。

## 委員

他の委員の方々がいろいろなお話をいただいたのですが、私もこの「誰でも通園制度」の取り組みというか、それが全国的にも実施しないといけないっていうことは、いろいろな自治体の保育園の方とお話をしたりして、この制度が始まる趣旨については、十分に理解をしています。

最初に他の委員がおっしゃっていた、一時預かりとの相違点について、明石は現在、あかしこども広場で、例えば一時預かりや明石市ファミリーサポートセンターなど、子育て支援に特化したような事業を結構進められていると思います。

さらに、この数を入れると、せっかくの良い今までの取り組みが何か変に分散されてしまうのではないかなという気もします。この「あかしこども広場」で、実際に取り組みされている部分を強化するというか、足りない部分のカバーや形を変えて対応することができないのかなというのが率直な疑問でした。

ただ、その実施しないといけないのであれば、我々も民間の保育施設も、当然その対象施設になると思います。

また、別の委員がおっしゃっていたように、現場の現状でいうと、すごく大変ではあります。それは、保育士不足ということもあり、さらに例えばいわゆる気になる子、配慮が必要な子であるということが、年々増えています。

現場では、カバーしにくいという現状もあり、「誰でも通園制度」の月10時間の中で、本当に何の情報もないお子さんも短時間のみお預かりするというリスクや安全面に配慮しないといけないと考えると、やはり我々現場としては、「誰でも通園制度」に対応する保育士の配置や人員体制の調整、そして事務手続きが必要であれば事務手続きの煩雑さなどを考えると、「はい、良いですよ」とは、なかなか言いにくい部分はあります。

確かに、取り組みとしては、こども園や保育園の保育要件を満たさないと入れない観点からいうと、保育要件を満たさないご家庭にとってはすごく良いことだとは思いますが。

一方で、なかなか人員配置や事務手続きなどの課題があると感じます。現時点では、まだ民間の施設の方に希望を聞かれてないということで、我々としては、現状の地域性や各園の持っている課題などがあるため、今後のスケジュールの中で出来ればその課題等も含め、しっかり聞き取りながら進めたいと思います。

以上を私の意見とさせていただきます。

## 事務局

事業実施にあたりまして、おっしゃっていただいた通り、保育士確保や実際に各

園で受け入れ可能か、お金の面など、いろいろな課題等が出てくるかと思えます。

今からアンケートを実施する中で、ご質問や疑問点等いろいろと出てくると思えます。ご質問等は市へ問い合わせしていただき、一緒に解決を図った上で、実施できる事業者についてはやっていただくという形で、丁寧に進めていきたいと考えております。

## 委員

1つは、先ほどご説明いただいたかもしれませんが、31人とはどのような計算されたのでしょうか。

実際には、明石の毎年の出産率はもっと多いのではないかなと思えるところもあり、もう1つは、現在、私自身は明石市ではないですが、他の市で1年間に50園以上、キッズカウンセラーとして半日行かせていただくのですが、本当にこども園はいっぱいいっぱい、1号さんも2号さんも、たくさんいらっしゃいます。お母さん方もそのときに相談を受けると、最近は「トイレトレーニングも食事も、もう園でやってもらったらいいな」のような、今までではやはり考えられないことを平気でお話しの方もたくさんいらっしゃるというふうになっています。

そのような状況で、本当に預けるところがたくさんできることは、親御さんにとって、非常にいいなと思うのですが、その時に付随する親と子の関係性がちょっと気になります。

今まで発達障害の子たちをよく見てきたのですが、最近はまだ小さい頃から、「こどもを育てにくいな」と思ったら、みんな発達障害かなって思うけれど、実はそうじゃないのです。

親と子の関係や家族と家族の全体の問題がこどもに影響していることがいっぱいあります。そのような相談に乗ってあげるような、その施設で全部対応できないかもしれませんが、相談対応などをもっと充実してもらえるような方策を作ってもらいたい、みたいに言われました。

## 事務局

まず、前段の量の見込みの根拠の31人分について、詳細なご説明をさせていただきます。

一般的な保育所で1人分は、1ヶ月丸ごと同じ方を毎日8時間や7時間来るという形になります。保育所では、1人=1枠と捉えられています。ただ、「誰でも通園制度」は、1時間単位から使えるため、1日8時間枠、すなわち1人分につき1日8時間枠になります。

極端な話ですが、1日8人の別々の方が来られるということも可能な制度になっています。ひと月22日間あれば22日、1日8時間ですので、月の1人分の22日×8時間=176時間となります。園の枠ができるということで、31人分に換算すると、5,430時間となり、細かいですが、5,430時間分あるという計算になります。簡単に言いますと、31人しか利用できないということではなく、もっと多くの方が

利用できる計算になります。

31人の根拠として、0歳、1歳、2歳のそれぞれ就学前児童が2,600人から2,800人ぐらいおります。そのうち未就園について、0歳児は2,000人ぐらい、1歳児では1,300人、2歳は1,000人ぐらいいます。その方々の中でアンケートをとり、利用したい方の割合を算出しております。0歳の方は、大体10%ぐらい、1歳の方は9%ぐらい、2歳の方は5%ぐらいの方が利用したいというアンケート調査結果が出ていますので、その率を掛け、この31人という根拠を算出しております。

明石市において、この31人分しか実施しませんということではなく、事業者さえ手を挙げていただければ、これ以上の方を受け入れ可能です。そのため今後事業者を募集し、様子を見ながら、枠を広げていきたいと考えております。

後段のご意見につきまして、私の範疇を超えていますので、どのように回答すべきかと思いますが、明石市は発達障害をお持ちの方や保育・子育てのことで悩んでいるという方に対して、いろいろと子育て施策をしております。

そのような事業につきましては、市からもご案内し、いろいろと利用していただきたいなと思っています。その選択肢の1つとして、「こども誰でも通園制度」を使っただき、専門家の保育士に保護者の方が相談してもらいながら、そのお子さんの特性について、一緒に考えていく場となればいかなと考えております。

親子通園もできますので、お父さんお母さんがお子さんとしばらく一緒にいて、親御さんが保育士と一緒にそのお子さんの様子を見ながら制度を使っただきこともできますので、そちらも選択肢を入れていただきながら、やっていきたいなと考えております。

## 4 報告

会長

それでは、次第の 4「報告」に移ります。

「こども・若者計画」の策定について、事務局から資料3の説明をお願いします。

事務局

(資料2を説明)

会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの資料3に関する説明について、ご意見・ご質問を委員皆様からお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

委員

素朴な疑問ですが、かなり年齢幅が広いので、これをまとめるのは大変だとは思っています。各グループに分かれてということで、今回7月5日に関しては、自己紹介など馴染むための内容だったと思います。

今後、こどもたちの意見が活発に出そうな感じでしょうか。雰囲気を知りたいです。

## 事務局

当日の内容については、随時ホームページ等でアップし、報告をしていきたいと考えております。

今回は顔合わせということでありましたが、意見としては活発に出たと思います。先ほど担当の方から報告しましたとおり、「みんなではなそう～わたしたちのあかしはこんなまち～」ということで、意見も出ており、それぞれのグループからも発表いただきました。

今後ですが、具体的な計画を作るとなりますと、下は小学校1年生からとなりますので、計画とは何かというところからというのは大変だろうというところもあります。

高校生以上の参加者でワーキンググループを立ち上げ、そこでまとめたものを、本体の会議へ報告をし、意見をもらい、キャッチボールしながら進めていきたいと考えております。

## 委員

結局、リーダーが必要だと思いますが、会議の内容をどのように引っ張るかで、全然変わってくると思います。そのため、誘導ではなく、自然にこどもたちの率直な意見も聞きながら、明石のことを本当に考えるように持っていくのは大変だと思います。うまくこどもたちの意見を引き出して、良い会議になればいいかなとは思いますが、このような機会はこどもたちの自主性や発言力を鍛えるのにとっても良いと思います。

今回はこの応募のみで37名まで集まったということですね。

## 事務局

公募いたしまして、応募いただいた方37名が、メンバーとなっております。

## 委員

ありがとうございます。良い会議になるように期待しております。

## 委員

4の「今後のスケジュール案」について質問があります。

資料を確認すると、この後の8月3日と10月の拡大版しか記載がないが、この2回で計画が策定されるということなのか、記載はないですがワーキンググループがあるのかということについて説明いただきたい。

## 事務局

今後のスケジュールは、アスタリスクで記載させていただいている通り、日程確定分のみを記載しております。そのため、今委員がおっしゃっていただきましたように、記載しておりませんが、ワーキンググループ等を実施しながら、本体会議も

実施していきます。

現時点では、本体会議の記載が2回のみとなっておりますが、本体会議を3回、4回、5回という形でやっていきます。

今、日程的に決まっていますが、8月3日に第2回のことども・若者会議があること、そして「対話と共創ウイーク」の間の10月26日に拡大版のことども会議を実施することだけが決まっており、現時点で日程確定したものだけを記載させていただいております。

#### 委員

この拡大版について、よくわからないのですが、通常のことども・若者会議と拡大版ことども・若者会議では、特にどのような差があるのでしょうか。

#### 事務局

先ほど申し上げました、公募で集まっていただきました37人にメンバーとしてことども・若者会議へ入っていただき、それぞれにいろいろな意見をいただいています。拡大版は、それ以外のことども・若者の方にもお声掛けして、さらに多くの声を集めていこうとしており、ことども・若者会議メンバー以外のことども・若者に集まっていたくため、「拡大版ことども・若者会議」という名称にしております。

#### 委員

趣旨は、ことども・若者が参画して計画を作っていくということだと思いますが、プロセスについて、例えばゴールに向けて何回ぐらい会議を開くのがいいのか、1回何時間実施するのか、どういう形で実施するのがいいのかということについても、ことども・若者が意見を言いながら作っていくというのが望ましいと考えていますが、いかがでしょうか。

#### 事務局

おっしゃる通りでして、会の持ち方についても、先ほど申し上げましたある一定年齢である高校生以上のワーキンググループに加えて本体会議であることども・若者会議を開きます。

次の「第3回ことども・若者会議」の前にワーキンググループでその第3回の内容をワーキンググループで考える予定としております。

ことども・若者会議の実施回数や内容については、ことども・若者会議のメンバーで考えていただく予定のため、この先のことども・若者会議の実施予定が決まっていないという状況でございます。

#### 委員

はい、どうもありがとうございました。多分、予算上の限界や時間上の兼ね合いはあると思いますが、会議へ参加していることども・若者たちが、これだけの時間が

必要だとか、こういう仕組みが必要だというところを、あまり大人の意見でプレッシャーをかけずに、皆で実現するように重ねていただければいいかなと思います。

会長

どうもありがとうございました。他の委員はいかがでしょうか。

委員

もしご説明をされていて聞き逃していたら申し訳ないのですが、このこども・若者計画は、例えば最終目標として、こども・若者がこのようなことをしていきたいという意見を記載するのか、それともこんなふうになったらいいなという希望を書くのか、最終的にどのような形の内容になっていくのかについて、もし決まっていれば教えていただきたいです。

事務局

どのような計画になるかについても、こども・若者の中で考えていただき、内容を固めていただくところです。こちらがこういう計画を作ってほしいというものは提示していない状況でございます。

ただ、一定の計画としては、何かしらのこうなったらいいなという目標と、そのために必要なことについては、こども・若者メンバー等でいろいろ話し合った中で出し合い、固まっていくと考えております。

委員

今気づいたのですが、11月と翌年2月に、この児童福祉専門分科会に記載がありますが、これは報告なのか、または、こども・若者が作った計画に対し、我々が意見を述べるってということなのかを教えてくださいませんか。

事務局

11月予定の第2回専門分科会と2月予定の第3回専門分科会の位置付けですが、進め方については、こども・若者のメンバーで、議論していただきます。

タイミングとしては、今年度中に計画を作ることは決まっているため、11月の第2回の専門分科会については計画の素案のご報告、2月の第3回の専門分科会については、素案にもう少し意見が追加された案のようなものをお示しできればというところで想定しております。

委員

それに対して、委員は聴くだけなのか、それともその案に対して、このようにしたらいいのではないかっていう意見を述べるのか、どのようにお考えでしょうか。

事務局

意見の内容にもよるかと思いますが、こどもがこうしたいと考えたものに対して、いやそうはできないぞといったようなご意見は、なかなか難しいかとは思いますが、このような視点があるのではないかと、そういった観点からのご意見をいただければと考えております。

委員

そういう意味では、やはり可能かどうかわからないのですが、この分科会にこども・若者の代表に来ていただき、「自分たちがこういう思いでこのようなプロセスを経て作ってきた」というのを直接お話ししたいです。我々もその意見を聞いた上で、このような視点もあるのではないかとコメントを交わすようなやりとりは可能なのかについて、お示してください。

事務局

いろいろな状況にもよりますので、可能か不可能かについては今の段階で明言できませんが、今おっしゃっていただいたことについては、ぜひやらせていただけたらと考えております。

委員

自分たちが作ったものについて自分たちがいないところで、勝手にコメントするより、せっかくこども・若者が参画するため、ぜひそのような機会を作っていたければ、私は大歓迎です。

会長

他に意見がないようでしたら、議題については、以上といたします。

では次に、「次第の5 その他」に移りたいと思います。委員の皆様から何かあれば発言をお願いいたします。

委員

(発言特になし)

会長

特にないようですので、事務局から連絡事項をお願いしたいと思います。

事務局

(事務局より連絡事項)

## 5 閉会

(会長閉会挨拶)